

経済学部優秀学生論文賞（樟葉賞）受賞論文要旨

暗号通貨と制度設計

渋谷 春樹^{*}，木村 優^{*}，Gaukhar Kassymbekova^{*}，Jeon Dayoung^{*}，
宋 拓樹^{**}，賀数 弘一^{**}，王 一鐸^{**}，久米 竜樹^{**}

要旨

2008年にいわゆる「Bitcoin」が開発されて以来，近年では次々と暗号通貨の開発・普及が進んでおり，技術開発，決済制度，通貨制度といった様々な点で議論を呼んでいる。しかし，過去の研究は主に暗号技術面からなされたものであり，その経済学的性質については研究が乏しい。そこで本稿では，暗号通貨の特徴と問題点を分析し，暗号通貨が誘因整合的なシステムとなるようなインセンティブ制度設計について研究した。本稿の主要な分析において，筆者は第一にブロックサイズの拡張と手数料率の一律化というシンプルな設計を提案した。そして第二にいわゆる二重支払い問題の発生しない誘因整合条件を導出し，具体的な数値計算を行って，現実的な水準の手数料率によって誘因整合性が満たされることを示した。

主要な分析以外の部分では，分析の理解に必要な暗号通貨の技術的仕様についても解説し，暗号通貨に対する経済研究の現状と研究課題について幅広い要素から検討したうえで，論点の整理を行った。

* 京都大学経済学部3回生（2018年3月受賞時）

** 京都大学経済学部2回生（2018年3月受賞時）

経済学部優秀学生論文賞（樟若葉賞）受賞論文要旨

CIP が不成立となる要因における実証分析 ベーシスと日本の政策の関係について

松田 尚樹^{*}，畠山 喜充^{*}，呉 智恵^{*}，林田 健宏^{*}，三須 敬祐^{*}，薬師寺 紀伊^{*}，横谷 暢斗^{*}，渋谷 正浩^{**}，野間口 大雅^{**}，松瀬 滯奈^{**}，山口 諒^{**}

要旨

本稿は2008年に発生したリーマンショック以後、日本においてカバー付き金利平価説が成立せず、ドル調達コストが上昇しているという現実を受け、その原因を実証分析しようとしたものである。本稿の現状分析にもあるように、リーマンショックの反省から世界中の金融システムの改革、規制が進む中で、米国は利上げを行い、日本は金融緩和政策を維持している。本稿では先行研究をもとにこうした規制や日米金利差の影響を最新のデータを用いて分析を行った。また、新規性として日本の質的量的金融緩和政策そのものに着目し、政策の影響を国際金融論的な観点から分析することに成功した。さらに、スワップの契約期間を変えることで長期と短期両方の観点から影響を分析している。結果的に、先行研究で指摘されている規制や日米金利差だけでなく、質的量的金融緩和政策がドル調達コスト上昇に影響を与えるということが指摘されており、金融緩和政策の維持、という中央銀行の決定に対して一石を投じる結論が出ている。

* 京都大学経済学部3回生（2018年3月受賞時）

** 京都大学経済学部2回生（2018年3月受賞時）

経済学部優秀学生論文賞（樟若葉賞）受賞論文要旨

ヴェルナー・ゾンバルトにおける資本主義精神と ユダヤ教教義の発生的連関 —マックス・ヴェーバー批判の構造と視座—

渡 邊 碩*

要旨

従来、ヴェルナー・ゾンバルトの経済・社会思想は、マックス・ヴェーバーとの対比のなかで、ヴェーバー誤読に陥った劣者の見解である、という認識が、日本においては影響力を有してきた。本稿では、このような通説的位置づけの基礎と原型をなすものとして、大塚久雄の論稿を取り上げ、それへの反駁を試みる。具体的な議論の展開としては、まず、大塚の所説でのゾンバルトの扱いについて再構成したのち、ゾンバルト『ユダヤ人と経済生活』におけるヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』への応答の構造を分析することを通じて、ゾンバルトは、大塚が主張するような単なるヴェーバー誤解者などではなく、相補的・生産的に論争を発展させる関係にあったことを明らかにした。

広汎な歴史的視野に基づいて、近代の資本主義社会で生きる人間のあり様を真摯に考察し続けたゾンバルトやヴェーバーの、独自性と説得力を具備した議論を読み解いていく重要性と、その新たな展開の可能性とを、本論文は提示する。

* 京都大学経済学部3回生（2018年3月受賞時）

義務化された役職は何をもたらすのか —コーポレートガバナンス・コードと社外取締役—

浅野 太紀^{*}，久保田 諒^{*}，菱川 航平^{*}

要旨

本稿は，コーポレートガバナンス・コード（CGC）が定めた独立社外取締役の2名以上選任という実質義務に従うことが企業の業績や投資家によるモニタリング行動に与える影響について検討した研究である。実証にあたっては，日本の情報・通信産業のうち，2015年から17年の3年間東証1部2部に上場維持している企業を対象として二次データを収集し，OLS重回帰分析に加えて傾向スコアマッチングの手法を用いて分析した。分析の結果，CGCに従うことのモニタリング行動や企業業績への有意な効果は確認できず，企業の合理的な判断ではない行動の義務化が効果を持たない可能性が示唆された。これらの分析に加えて，どのような企業がCGCに従うのかをロジスティック回帰分析を用いて検証した結果，海外投資家比率や研究開発集約度が関係していることが示された。日本企業を対象としたCGCの効果に関する研究の少なさを背景とする本研究の新規性の高さ，その結果から得られた非自発的行動の義務化が意義を持たない可能性を示唆したことが本稿の意義である。

* 京都大学経済学部3回生（2018年3月受賞時）